

役員の退職慰労金の支給基準

(総則)

第1条 この支給基準は、社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会（以下「協会」という。）の理事長及び業務執行理事（以下「役員」という。）の退職慰労金について定める。

(退職慰労金の支給)

第2条 前条の役員が、任期の満了、辞任又は死亡により退職した場合に支給する。
2. ただし、協会に重大な損害を与えたり協会の名誉を著しく損なったりするなどした場合や本人の不祥事等で解任されたときは、これを支給しない。

(退職慰労金額の算定方法)

第3条 退職慰労金の額は次表の通りとする。

役職名	支給額
理事長	150,000 円×在職年数
業務執行理事	60,000 円×在職年数

2. 在職年数は1カ年単位とし、端数は月割りとし、1カ月未満は切り上げる。
3. 兼任理事の退職慰労金は60歳の誕生日を含む月の翌月以降を対象期間とし、60歳の誕生日を含む月の末日までは支給しない。

(死亡した役員への支給)

第4条 死亡した役員に対する退職慰労金は原則として遺族に支給する。

(改正)

第5条 この支給基準の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この支給基準（旧役員等報酬規程）の対象期間は2019年7月1日以降とする。

2025（令和7）年6月18日改正、7月1日施行。